

第3回学識者懇談会を踏まえた委員意見の 【案】への反映結果について

平成24年2月

大隅河川国道事務所

第3回懇談会を踏まえた主な委員意見と【案】への反映結果①

頁	意見等	回答	整備計画【案】 の修正の有無
P29	資料－3－1の8頁(本文P29)の津波対策について、地震予報や津波予報は気象台が発表することから、“気象台と連携して”という文言が入っていれば、より理解しやすいのではないか。	気象台に限らず色々な関係機関と連携しながら今後対応していくことになるので、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ■修正箇所:【案】P29、14行目 「なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律」 ^{※2} (平成23年12月27日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、肝属川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。」	有
P29	資料－3－1の8頁(本文P29)の東日本大震災を踏まえた法律に基づく必要な措置とは、どのようなことをやるのか分かり易くする工夫が必要ではないか。	津波防災地域づくりに関する法律に基づく必要な措置がイメージし易いよう、以下のとおり修正しました。 ■修正箇所:【案】P29、14行目 他 「なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律」 ^{※2} (平成23年12月27日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、肝属川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。」 ※2 津波防災地域づくりに関する法律(抄)(第1条目的より) この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	有
P17 他	資料－3－1の31頁(本文P17)の写真タイトルに書いてある河川の距離標について、3k900という表記をしているが、3.9kmと書いた方がわかりやすいのではないか。	距離標を○.○kmと表記すると距離延長と勘違いされることが考えられるため、他河川での記載例も参考に、○k○○○という表現に統一しました。 ■修正箇所:【案】P17、写真1.2.12・写真1.2.13、写真1.2.14タイトル 他 写真1.2.12 肝属川右岸8k000付近堤内地浸水状況 写真1.2.13 肝属川左岸10k000付近堤内地浸水状況 なお、○k○○○の意味が分かるように距離標が出てくる必要箇所に説明を追記することとしました。 ■修正箇所:【案】P12、P13 他 P12:※高山川2k300とは肝属川合流点から2.3km地点のこと(他の支川も同様に肝属川合流点からの距離を示す) P13:※肝属川18k200とは河口から18.2km地点のこと	有

第3回懇談会を踏まえた主な委員意見と【案】への反映結果②

頁	意見等	回答	整備計画【案】 の修正の有無
P69	資料－3－1の28頁(本文P69)に関係住民という言葉がでてくるが、関係住民だけではNPOのように特定された限られた団体のような感じがするので、地域をいれて関係地域住民とした方が、地域が主体的に取り組んでいくというようなイメージを描きやすいのではないか。	関係住民と書いているのは特定の者を意識しているわけではなく、法律的な言葉として使っていましたが、ご指摘を踏まえ、再度全体を見て、「地域住民」に修正することとしました。 ■修正箇所:【案】P69、2行目 「河川整備の実施にあたっては、 地域住民 の意見を反映しつつ、県・市町等の関係機関と連携・協力し、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めます。」	有
P86	資料－3－1の16頁(本文P86)に“住民ひとりひとり”という言葉が出てくるが、“一人ひとり”と書くのが普通である。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ■修正箇所:【案】P86、19行目 「これらの取り組みを通じて、流域全体で水質保全に対する住民 一人ひとり の意識の向上や着実な水質保全及び改善が図られるように努めます。」	有

計画本文への追記・修正結果①(P29)

意見

資料－3-1の8頁(本文P29)の津波対策について、地震予報や津波予報は気象台が発表することから、“気象台と連携して”という文言が入っていれば、より理解しやすいのではないか。

【案】への修正箇所

気象台に限らず色々な関係機関と連携しながら今後対応していくことになるので、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。

■修正箇所:【案】P29、14行目

「なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※²(平成23年12月27日施行)」の枠組み等に基づき、**関係機関等と連携・協力し**、肝属川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。」

計画本文への追記・修正結果①(P29)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)

2.1.4 高潮、地震・津波対策

肝属川において、高潮※対策を必要とする区間は、肝属川本川の河口から 1.4km 付近までの区間であり、右岸側の河口から 0.5km 付近までの区間においては、一部高さが不足している高潮堤防が存在します。

地震対策に関しては、肝属川において想定される最大級の地震が発生した場合でも、水門、樋管等の河川管理施設が保持すべき最低限の機能を確保することが求められており、必要な施設において耐震性能の照査を実施しています。

また、近い将来に発生が危惧される東南海地震及び南海地震において、これらが同時に発生した場合等の津波による影響を考慮した場合、肝属川にもその影響が及ぶことが推定されます。津波による浸水被害を防止するためには、地震後速やかに水門、樋管等を閉鎖するなどの対策を行うことが求められており、必要な施設において人為的な操作を伴わず無動力で開閉するもの（フラップゲート等）や遠隔操作への対応を実施しています。なお、東日本大震災を踏まえて施行された「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組みに基づく必要な措置等を講じる必要があります。



写真 2.1.4 高潮堤防の状況
(堤防高不足区間：第二有明橋右岸下流)

※高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるという潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じることがあります。

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)

2.1.4 高潮、地震・津波対策

肝属川において、高潮※1 対策を必要とする区間は、肝属川本川の河口から 1.4km 付近までの区間であり、右岸側の河口から 0.5km 付近までの区間においては、一部高さが不足している高潮堤防が存在します。

地震対策に関しては、肝属川において想定される最大級の地震が発生した場合でも、水門、樋管等の河川管理施設が保持すべき最低限の機能を確保することが求められており、必要な施設において耐震性能の照査を実施しています。

また、近い将来に発生が危惧される東南海地震及び南海地震において、これらが同時に発生した場合等の津波による影響を考慮した場合、肝属川にもその影響が及ぶことが推定されます。津波による浸水被害を防止するためには、地震後速やかに水門、樋管等を閉鎖するなどの対策を行うことが求められており、必要な施設において人為的な操作を伴わず無動力で開閉するもの（フラップゲート等）や遠隔操作への対応を実施しています。なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※2（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、肝属川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。



写真 2.1.4 高潮堤防の状況
(堤防高不足区間：第二有明橋右岸下流)

※1 高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるという潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じることがあります。

※2 津波防災地域づくりに関する法律（抄）（第1条目的より）

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

計画本文への追記・修正結果②(P29)

意見

資料－3-1の8頁(本文P29)の東日本大震災を踏まえた法律に基づく必要な措置とは、どのようなことをやるのか分かり易くする工夫が必要ではないか。

【案】への修正箇所

津波防災地域づくりに関する法律に基づく必要な措置がイメージし易いよう、以下のとおり修正しました。

■修正箇所:【案】P29、14行目 他

「なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※2(平成23年12月27日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、**肝属川に係わる**必要な措置を実施していく必要があります。」

※2 津波防災地域づくりに関する法律(抄) (第1条目的より)

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

計画本文への追記・修正結果②(P29)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)

2.1.4 高潮、地震・津波対策

肝属川において、高潮※対策を必要とする区間は、肝属川本川の河口から 1.4km 付近までの区間であり、右岸側の河口から 0.5km 付近までの区間においては、一部高さが不足している高潮堤防が存在します。

地震対策に関しては、肝属川において想定される最大級の地震が発生した場合でも、水門、樋管等の河川管理施設が保持すべき最低限の機能を確保することが求められており、必要な施設において耐震性能の照査を実施しています。

また、近い将来に発生が危惧される東南海地震及び南海地震において、これらが同時に発生した場合等の津波による影響を考慮した場合、肝属川にもその影響が及ぶことが推定されます。津波による浸水被害を防止するためには、地震後速やかに水門、樋管等を閉鎖するなどの対策を行うことが求められており、必要な施設において人為的な操作を伴わず無動力で開閉するもの（フラップゲート等）や遠隔操作への対応を実施しています。なお、東日本大震災を踏まえて施行された「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組みに基づく必要な措置等を講じる必要があります。



写真 2.1.4 高潮堤防の状況
(堤防高不足区間：第二有明橋右岸下流)

※高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるといっそう潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じることがあります。

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)

2.1.4 高潮、地震・津波対策

肝属川において、高潮※1対策を必要とする区間は、肝属川本川の河口から 1.4km 付近までの区間であり、右岸側の河口から 0.5km 付近までの区間においては、一部高さが不足している高潮堤防が存在します。

地震対策に関しては、肝属川において想定される最大級の地震が発生した場合でも、水門、樋管等の河川管理施設が保持すべき最低限の機能を確保することが求められており、必要な施設において耐震性能の照査を実施しています。

また、近い将来に発生が危惧される東南海地震及び南海地震において、これらが同時に発生した場合等の津波による影響を考慮した場合、肝属川にもその影響が及ぶことが推定されます。津波による浸水被害を防止するためには、地震後速やかに水門、樋管等を閉鎖するなどの対策を行うことが求められており、必要な施設において人為的な操作を伴わず無動力で開閉するもの（フラップゲート等）や遠隔操作への対応を実施しています。なお、東日本大震災を踏まえて**制定**された「津波防災地域づくりに関する法律」※2（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組み等に基づき、**関係機関等と連携・協力し、肝属川に係わる**必要な措置を実施していく必要があります。



写真 2.1.4 高潮堤防の状況
(堤防高不足区間：第二有明橋右岸下流)

※1 高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるといっそう潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じることがあります。

※2 津波防災地域づくりに関する法律（抄）（第1条目的より）

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

計画本文への追記・修正結果③(P17 他)

意見

資料－3－1の31頁(本文P17)の写真タイトルに書いてある河川の距離標について、3k900という表記をしているが、3. 9kmと書いた方がわかりやすいのではないか。

【案】への修正箇所

距離標を○. ○kmと表記すると距離延長と勘違いされることが考えられるため、他河川での記載例も参考に、**Ok○○○という表現に統一**しました。

■修正箇所:【案】P17、写真1.2.12・写真1.2.13、写真1.2.14タイトル 他

写真1.2.12 肝属川右岸**8k000**付近堤内地浸水状況

写真1.2.13 肝属川左岸**10k000**付近堤内地浸水状況

なお、Ok○○○の意味が分かるように**距離標が出てくる必要箇所に説明文を追記**することとしました。

■修正箇所:【案】P12、P13 他

P12: **※高山川2k300とは肝属川合流点から2.3km地点のこと(他の支川も同様に肝属川合流点からの距離を示す)**

P13: **※肝属川18k200とは河口から18.2km地点のこと**

計画本文への追記・修正結果③(P17)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)

(6) 平成 17 年 9 月洪水(台風)

8月29日、マリアナ諸島付近で発生した台風14号は、9月6日明け方に屋久島の西海上を通過、大型で非常に強い勢力で6日9時には枕崎の西南西に達しました。その後、薩摩半島の西海上をやや加速しながら北上し、6日14時過ぎには長崎県諫早市に上陸、その後九州北部を縦断し、夜には日本海へ抜けました。

この台風の影響で、肝属川流域では5日から6日にかけて大雨となり、6日の午前7時には1時間に十三塚で61mm、大始良で58mm、高山で57mmの非常に激しい雨を記録し、降り始めからの総雨量は、高山で937mm、大平で820mm、大始良で749mmに達しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、肝属川本川の俣瀬、王子橋、支川始良川の始良橋では、それぞれ観測史上最高水位を記録する5.30m、3.30m、6.15mを記録しました。流量についても、肝属川本川の俣瀬(基準地点)において、肝属川流域に甚大な被害をもたらした昭和13年10月洪水の約1,740m³/sを上回り、観測史上最高流量となる約1,840m³/sを記録しました。

流域内の被害は、半壊家屋6戸、床上浸水家屋91戸、床下浸水家屋462戸でした。



写真 1.2.12 肝属川右岸 8/000 付近堤内地浸水状況



写真 1.2.13 肝属川左岸 10/000 付近堤内地浸水状況



写真 1.2.14 基準地点俣瀬地点(肝属川 3k900)における河道内の状況

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)

(6) 平成 17 年 9 月洪水(台風)

8月29日、マリアナ諸島付近で発生した台風14号は、9月6日明け方に屋久島の西海上を通過、大型で非常に強い勢力で6日9時には枕崎の西南西に達しました。その後、薩摩半島の西海上をやや加速しながら北上し、6日14時過ぎには長崎県諫早市に上陸、その後九州北部を縦断し、夜には日本海へ抜けました。

この台風の影響で、肝属川流域では5日から6日にかけて大雨となり、6日の午前7時には1時間に十三塚で61mm、大始良で58mm、高山で57mmの非常に激しい雨を記録し、降り始めからの総雨量は、高山で937mm、大平で820mm、大始良で749mmに達しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、肝属川本川の俣瀬、王子橋、支川始良川の始良橋では、それぞれ観測史上最高水位を記録する5.30m、3.30m、6.15mを記録しました。流量についても、肝属川本川の俣瀬(基準地点)において、肝属川流域に甚大な被害をもたらした昭和13年10月洪水の約1,740m³/sを上回り、観測史上最高流量となる約1,840m³/sを記録しました。

流域内の被害は、半壊家屋6戸、床上浸水家屋91戸、床下浸水家屋462戸でした。



写真 1.2.12 肝属川右岸 8k000 付近堤内地浸水状況



写真 1.2.13 肝属川左岸 10k000 付近堤内地浸水状況



写真 1.2.14 基準地点俣瀬地点(肝属川 3k900)における河道内の状況

計画本文への追記・修正結果③(P12)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)

(1) 昭和 13 年 10 月洪水(台風)

10月8日、フィリピン東方海上に現れた台風は14日屋久島^{やくしま}西方海上に達し、15日午前2時頃には屋久島をかすめ、種子島^{たねがしま}の東岸に達しました。

この台風の影響で、肝属川流域では14日午後2時頃より雨が降り始め、次第に強度を増して暴風雨となりました。翌15日午前11時までの雨量は、高山400mm、田代450mm、鹿屋389mmを記録しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、高山橋で15日午前4時に6.30m(現在のはん監危険水位6.40mにあと0.10mに迫る)に達し、一旦減水の状態を示しましたが5時30分頃より上昇し、6時には最高8.30m(現在の計画高水位6.82mを大きく超過)に達しました。

この洪水により、肝属川本川の中～上流部、支川始良川、支川高山川の各所で破堤、越水はん監が生じ、流域全体にわたって甚大な被害が発生しました。流域で最も被害が大きかったのは、支川高山川流域と支川始良川流域で、特に支川高山川上流にあった鹿屋営林署30名、日本水電湯谷発電所工事場30名、その他111名の計171名の死者を出している事実は、水位上昇速度の早さを如実に示しています。流域内の被害は、死者・行方不明259名、負傷者337名、流失及び全半壊家屋1,532戸、浸水家屋5,067戸に達しました。



写真 1.2.1 高山川 2/300 付近(高山橋)被害状況



写真 1.2.2 肝付町後田野付近被害状況

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)

(1) 昭和 13 年 10 月洪水(台風)

10月8日、フィリピン東方海上に現れた台風は14日屋久島^{やくしま}西方海上に達し、15日午前2時頃には屋久島をかすめ、種子島^{たねがしま}の東岸に達しました。

この台風の影響で、肝属川流域では14日午後2時頃より雨が降り始め、次第に強度を増して暴風雨となりました。翌15日午前11時までの雨量は、高山400mm、田代450mm、鹿屋389mmを記録しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、高山橋で15日午前4時に6.30m(現在のはん監危険水位6.40mにあと0.10mに迫る)に達し、一旦減水の状態を示しましたが5時30分頃より上昇し、6時には最高8.30m(現在の計画高水位6.82mを大きく超過)に達しました。

この洪水により、肝属川本川の中～上流部、支川始良川、支川高山川の各所で破堤、越水はん監が生じ、流域全体にわたって甚大な被害が発生しました。流域で最も被害が大きかったのは、支川高山川流域と支川始良川流域で、特に支川高山川上流にあった鹿屋営林署30名、日本水電湯谷発電所工事場30名、その他111名の計171名の死者を出している事実は、水位上昇速度の早さを如実に示しています。流域内の被害は、死者・行方不明259名、負傷者337名、流失及び全半壊家屋1,532戸、浸水家屋5,067戸に達しました。



写真 1.2.1 高山川 2k300*付近(高山橋)被害状況



写真 1.2.2 肝付町後田野付近被害状況

※高山川 2k300 とは肝属川合流点から 2.3km 地点のこと(他の支川も同様に肝属川合流点からの距離を示す)

計画本文への追記・修正結果③(P13)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)

(2) 昭和51年6月洪水(梅雨前線)

6月22日から25日にかけて、停滞した梅雨前線を断続的に通過した低気圧が前線を刺激し、南九州一帯に大雨をもたらしました。

この前線の影響で、肝属川流域では22日夜半より降り始めた雨が継続的に降り続き、24日の午前7時には、1時間に吉ヶ別府で45mmの激しい雨、谷田では51mmの非常に激しい雨を記録しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、肝属川本川及び支川串良川の全水位観測所で現在のはん濫注意水位を超え、肝属川本川の朝日橋ではピーク水位 5.20m(現在の計画高水位 5.17m を超過)を記録しました。

この洪水により、肝属川本川の鹿屋市街地では、越水はん濫及び河岸崩壊により甚大な被害が発生しました。流域内の被害は、死者4名、負傷者7名、流出及び全半壊家屋 35 戸、床上浸水家屋 5 戸、床下浸水家屋 182 戸に達しました。



写真 1.2.3 肝属川 18/200 付近
(朝日橋上流左岸) 被害状況



写真 1.2.4 下谷川(田崎橋下流左岸)
被害状況

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)

(2) 昭和51年6月洪水(梅雨前線)

6月22日から25日にかけて、停滞した梅雨前線を断続的に通過した低気圧が前線を刺激し、南九州一帯に大雨をもたらしました。

この前線の影響で、肝属川流域では22日夜半より降り始めた雨が継続的に降り続き、24日の午前7時には、1時間に吉ヶ別府で45mmの激しい雨、谷田では51mmの非常に激しい雨を記録しました。

この大雨により肝属川の水位は上昇し、肝属川本川及び支川串良川の全水位観測所で現在のはん濫注意水位を超え、肝属川本川の朝日橋ではピーク水位 5.20m(現在の計画高水位 5.17m を超過)を記録しました。

この洪水により、肝属川本川の鹿屋市街地では、越水はん濫及び河岸崩壊により甚大な被害が発生しました。流域内の被害は、死者4名、負傷者7名、流出及び全半壊家屋 35 戸、床上浸水家屋 5 戸、床下浸水家屋 182 戸に達しました。



写真 1.2.3 肝属川 18k200*付近
(朝日橋上流左岸) 被害状況

※肝属川 18k200 とは河口から 18.2km 地点のこと



写真 1.2.4 下谷川 0k200 付近
(田崎橋下流左岸) 被害状況

計画本文への追記・修正結果④(P69)

意見

資料－3-1の28頁(本文P69)に関係住民という言葉がでてくるが、関係住民だけではNPOのように特定された限られた団体のような感じがするので、地域をいれて関係地域住民とした方が、地域が主体的に取り組んでいくというようなイメージを描きやすいのではないか。

【案】への修正箇所

関係住民と書いているのは特定の者を意識しているわけではなく、法律的な言葉として使っていましたが、ご指摘を踏まえ、再度全体を見て、「地域住民」に修正することとしました。

■修正箇所:【案】P69、2行目

「河川整備の実施にあたっては、**地域住民**の意見を反映しつつ、県・市町等の関係機関と連携・協力し、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めます。」

計画本文への追記・修正結果④(P69)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)	肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)
4.1.4 河川整備の実施に関する総合的な考え方 河川整備の実施にあたっては、関係住民の意見を反映しつつ、県・市町等の関係機関と連携・協力し、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めます。 さらに、計画・設計から施工・維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト削減を図り、PDCA サイクル[*]によるマネジメント等により事業の効率化を目指します。 ※PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(PLAN)、実行し(DO)、その評価(CHECK)にもとづいて改善(ACTION)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことであり、最後の改善を次の計画に結び付け、螺旋状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法を言います。	4.1.4 河川整備の実施に関する総合的な考え方 河川整備の実施にあたっては、地域住民の意見を反映しつつ、県・市町等の関係機関と連携・協力し、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めます。 さらに、計画・設計から施工・維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト削減を図り、PDCA サイクル[*]によるマネジメント等により事業の効率化を目指します。 ※PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(PLAN)、実行し(DO)、その評価(CHECK)にもとづいて改善(ACTION)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことであり、最後の改善を次の計画に結び付け、螺旋状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法を言います。

計画本文への追記・修正結果⑤(P86)

意見

資料－3－1の16頁(本文P86)に“住民ひとりひとり”という言葉が出てくるが、“一人ひとり”と書くのが普通である。

【案】への修正箇所

ご指摘を踏まえ、以下の通り修正しました。

■修正箇所:【案】P86、19行目

「これらの取り組みを通じて、流域全体で水質保全に対する住民一人ひとりの意識の向上や着実な水質保全及び改善が図られるように努めます。」

計画本文への追記・修正結果⑤(P86)

肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会時に提示)	肝属川水系河川整備計画【案】(第3回懇談会後に追記・修正)
(2) 肝属川における水質保全対策 肝属川では、肝属川水系水質汚濁防止連絡協議会と連携し、定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、水質保全に関する各種施策の取り組みを推進します。また、出前講座や地域住民との協働による水生生物調査、人が水にふれあう際の感覚に基づいた新しい水質指標による住民との協働調査等を継続して実施し、調査結果についてはホームページ等により情報提供を行います。 水質が環境基準を満足していない肝属川上流（河原田橋から上流）における水質改善については、平成 17 年 3 月に学識者や地域住民の代表者、事業関係者、関係行政機関で構成する肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会で「肝属川水系肝属川水環境改善緊急行動計画」が策定されています。平成 23 年 9 月に、目標とする水環境の改善状況の中間評価や取り組み施策等の見直しを行ったところであり、今後さらに流域住民、行政機関及び民間機関と連携を強化し、役割分担を明確にして生活排水対策、事業場排水対策、施肥対策及び家畜排泄物対策のより一層の推進、河川・水路の浄化、河川愛護活動や河川環境教育等を通じた啓発活動等を継続的に実施することにより水質の改善を推進します。また、これらの取り組みの実施効果を確認するために、モニタリングや定期的な会議を開催する等のフォローアップを行います。平成 22 年度より稼働している肝属川上流浄化施設や平成 20 年度より 3 号排水路・5 号排水路などに設置しているひも状接触材による簡易浄化等については、効果的・持続的に機能を発揮できるよう適切に維持管理を行っていきます。 これらの取り組みを通じて、流域全体で水質保全に対する住民ひとりひとりの意識の向上や着実な水質保全及び改善が図られるように努めます。	(2) 肝属川における水質保全対策 肝属川では、肝属川水系水質汚濁防止連絡協議会と連携し、定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、水質保全に関する各種施策の取り組みを推進します。また、出前講座や地域住民との協働による水生生物調査、人が水にふれあう際の感覚に基づいた新しい水質指標による住民との協働調査等を継続して実施し、調査結果についてはホームページ等により情報提供を行います。 水質が環境基準を満足していない肝属川上流（河原田橋から上流）における水質改善については、平成 17 年 3 月に学識者や地域住民の代表者、事業関係者、関係行政機関で構成する肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会で「肝属川水系肝属川水環境改善緊急行動計画」が策定されています。平成 23 年 9 月に、目標とする水環境の改善状況の中間評価や取り組み施策等の見直しを行ったところであり、今後さらに流域住民、行政機関及び民間機関と連携を強化し、役割分担を明確にして生活排水対策、事業場排水対策、施肥対策及び家畜排泄物対策のより一層の推進、河川・水路の浄化、河川愛護活動や河川環境教育等を通じた啓発活動等を継続的に実施することにより水質の改善を推進します。また、これらの取り組みの実施効果を確認するために、モニタリングや定期的な会議を開催する等のフォローアップを行います。平成 22 年度より稼働している肝属川上流浄化施設や平成 20 年度より 3 号排水路・5 号排水路などに設置しているひも状接触材による簡易浄化等については、効果的・持続的に機能を発揮できるよう適切に維持管理を行っていきます。 これらの取り組みを通じて、流域全体で水質保全に対する住民一人ひとりの意識の向上や着実な水質保全及び改善が図られるように努めます。